



クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 122 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2025 年 10 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

内部告発への対応に関する裁判例（公益通報者保護）

2025 年 8 月配信の本ニュースレター（第 120 回）においてもご紹介したとおり、2021 年会社法（Cth）の公益通報者保護条項に基づく初の訴追において、TerraCom 社は、750 万豪ドルの罰金および 100 万豪ドルの訴訟費用を支払うことでオーストラリア証券投資委員会（ASIC）と和解しました。

当事者が合意した事実関係によれば、TerraCom 社は、役員による不正行為の疑いを通報した社員に関して公表した声明により、会社法 1317AC 条（1）に基づく内部告発者に対する報復の禁止に違反して、精神的苦痛や名誉棄損等の不利益を生じさせました。2025 年 8 月 26 日、裁判所は、TerraCom 社の声明が報復の禁止に違反すると認め、和解で合意された罰金額（750 万豪ドル）の妥当性を認めて同額の支払いを命じました。

日本企業が豪州子会社や投資先の不正を発見・予防することは容易ではありませんが、適切な公益通報制度を整備することで、これを効果的に実現することに繋がります。本件の判断を踏まえ、①内部告発者への報復を防止するための実効性ある公益通報制度を導入・遵守すること、②内部告発について公正に調査を行い、内部告発者に不利益を与えるような公表を避けること、③経営陣が率先して公益通報者保護を推進すること、④公益通報制度を定期的に見直し、役職員に対して十分な研修を実施すること等を通じて、効果的な公益通報制度を根付かせることが重要といえるでしょう。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

誤解を招く広告に関する連邦裁判所の判決（消費者保護）

消費者が負担する費用に関する広告表示の正確性に関して、連邦裁判所において、消費者保護を重視する判断が示されました。本件では、Harvey Norman 社での商品購入について、実際にはクレジットカードに関する継続契約や追加費用が必要となるにもかかわらず、「60 か月無利息」「頭金なし」「60 回の均等月払い」を謳った広告が「誤解を招く」広告に該当し、オーストラリア証券投資委員会法に違反するかが争点となりました。問題となった広告においては、小さな文字の注意書きや、ラジオ広告における早口のアナウンスによって、手数料及び諸費用が適用される旨が表示されていましたが、裁判所は、このような表示は、合理的な一般消費者に対して追加条件を十分に開示するものではなく、誤解を招く広告に該当すると判断しました。

企業においては、消費者向け広告を行う際には、注意書きや免責事項を用いて重要な条件を後付けする手法のリスクを踏まえた構成や、ヘッドライン部分の正確性を担保するための表現を検討することが求められます。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

風力発電プロジェクトの騒音に関する専門家報告書の強制開示（秘匿特権）

風力発電プロジェクトにおいては、規制対応等の目的で、騒音その他の環境に関する専門家報告書を作成する場合がありますが、風力発電所の近隣住民がデベロッパーに対する騒音被害を訴えている訴訟において、裁判所は、デベロッパーに対して、専門家報告書のドラフト等の開示を命じました。このような専門家報告書は、デベロッパーにとって不利な証拠として利用される可能性があります。

実務上、このような裁判所による強制開示のリスクは、弁護士職務秘匿特権を用いて軽減できる場合があります。専門家報告書や関連するやり取りについて秘匿特権を維持するためには、①デベロッパーにおいて、それらが秘密のものであり、法的助言や訴訟関連業務のために作成されたものであると証明すること、②秘密でなく、秘匿特権の対象でない文書内では、専門家報告書に触れないようにすること、③法的助言以外の目的で専門家の意見書が必要となる場合には、別文書として作成したうえで、提供先に厳格な秘密保持義務を課すこと、④専門家とのやり取りは、すべて社内または外部の弁護士に管理させること、などが必要です。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

最近行われたセミナー等

2025 年度第 2 回パス日本人会商工部会セミナー（2025 年 8 月 28 日）

パス日本商工会議所とクレイトンユッツ法律事務所が共催した標記のセミナーにおいて、加納弁護士が講師として参加しました。本勉強会では、JV に関する実務上の留意点として、①JV 形態と特徴、②JV における意思決定、③JV 情報へのアクセス、④JV 参加者の構成変更、⑤JV 参加者間の紛争解決、⑥JV からの出口戦略に関し、オーストラリアにおける法制度や実例を踏まえつつ、加納弁護士より説明がなされました。

セミナーの映像はこちらの[リンク](#)から、セミナーで使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

海外不動産官民ネットワーク（J-NORE）第 1 回オーストラリアセミナー（2024 年 11 月 25 日）

国土交通省不動産・建設経済局国際市場課が主催する海外不動産官民ネットワーク（J-NORE）第 1 回オーストラリアセミナーが東京で開催されました。本セミナーのテーマのうち、不動産事業に関連する法規制概要に関して加納弁護士が登壇し、オーストラリアの不動産法制度、外資規制、JV の概要と実務上の留意点および不動産投資における関連法制度の近年の動向について解説しました。

本セミナーの映像はこちらの[リンク](#)から、本セミナーにおいて使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

ブリスベン日本商工会議所 2024 年度第 2 回勉強会 (2024 年 9 月 5 日)

ブリスベン日本商工会議所が主催した勉強会において、加納弁護士と Luke Furness 弁護士が講師として登壇しました。本勉強会では、オーストラリアの規制当局への対応に関して、①予防措置、②規制当局との初期的接触、③応答、④事後対応の 4 つのフェーズに分割したうえで、日本との違いにも触れながら、各フェーズにおける対応の留意点について加納弁護士および Luke Furness 弁護士より説明がなされました。

勉強会の映像はこちらの[リンク](#)から、勉強会で使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

4th Asia-based International Financial Law Conference（2023 年 3 月 29 日～31 日）

International Bar Association が 2023 年 3 月 29 日から 31 日にかけて東京で開催した 4th Asia-based International Financial Law Conference にて、加納弁護士が不動産投資・ファイナンスのセッションのパネリストとして登壇し、近時のオーストラリア不動産マーケットの動向、海外投資家が注意すべき規制や税制、不動産投資におけるファイナンスやストラクチャー等について解説しました。

セッションで使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます（英語でのカンファレンスのため資料は英文になります）。

Japan Practice 紹介サイト



豪州 M&A 取引実務セミナー（2022 年 11 月 8 日）

シドニー日本商工会議所が 2022 年 11 月 8 日に開催したシドニービジネス塾において加納弁護士が「豪州 M&A 取引実務」をテーマに講演を行いました。本セミナーでは、豪州 M&A 取引の全体像、デューデリジェンスで発見される問題の例、発見された問題の対処方法、主要な交渉事項、表明保証保険、ヴァーチャル決済の流れ等に触れながら、注意すべき実務上の重要箇所について日本語で解説しました。

講演の映像は[こちら](#)のウェブページから、講演で使用了資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます。

最近の出版物等

『【特別企画】どうなる？日豪のM&A市場 - NNA業界座談会第6弾』（2024年7月8日・9日）

アジア経済ニュースを発信するNNA社が主催した、日系企業による豪州M&Aに携わる弁護士・会計士による座談会に、加納弁護士が登壇者として参加しました。本座談会では、日系企業による豪州M&Aに関して、近年トレンドとなっている業種、日系企業によるM&A手法の特徴、日系企業・豪州企業による相手方企業の印象、近時の主要な法改正（外資買収法・労働法等）の影響、MOUおよびDDの重要性、買収後の統合プロセス（PMI）における典型的な問題点、当該問題点に対する契約書上のリスクヘッジ手法等の幅広い論点が議論されています。座談会の内容は、2024年7月8日および9日発行の同紙に連載されましたが、こちらのリンク先（[前編](#)・[後編](#)）からご覧いただけます。

Energy Transition Guide

クレイトン・ユッツ法律事務所のEnergy Transition Guideが公表されています。本ガイドでは、エネルギーtransitionに関する主要な論点を、実際の案件における対応例も紹介しつつ解説しています。本ガイド（英文）は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリアにおけるビジネス展開』

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介するものです。2021年1月1日より外国投資規制の改正法が施行され、「国家の安全」を保護するための新たな規制枠組みの導入をはじめ、法令の執行権限の拡大・強化など、大きな改正が行われましたが、その後もいくつかの改正が行われており、本稿における「外国投資」の章も随時アップデートしています。本稿は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリア会社法概説』（第2版）（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを提供するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7153（リッジウェイ）までご連絡ください。



パートナー 加納 寛之
メール: hkano@claytonutz.com



スペシャルカウンセラー 山浦 茂樹
メール: syamaura@claytonutz.com



ロイヤー 須川 佑妃
メール: ysugawa@claytonutz.com



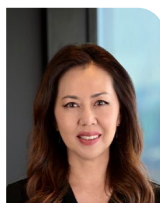
ロイヤー 曽我 修平
メール: ssoga@claytonutz.com



外国法弁護士 岡崎 玲於奈
(日本法弁護士・日本から出向中)
メール: rokazaki@claytonutz.com



外国法弁護士 滝口 浩平
(日本法弁護士・日本から出向中)
メール: ktakiguchi@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
リッジウェイ かおり
メール: kridgway@claytonutz.com